「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」の検討

牛尾裕美*1

"An Examination of the Convention for the Conservation of Anadromous Stocks in the North Pacific Ocean"

Hiromi USHIO

Abstract

The Convention for the Conservation of Anadromous Stocks in the North Pacific Ocean [hereafter, the Convention] provides that the directed fishing for anadromous fish listed in Part I of the Annex to the Convention shall be prohibited and the incidental taking of this anadromous fish shall be minimized to the maximum extent practicable in the "Convention Area," namely on the high seas of the North Pacific Ocean and its adjacent seas, north of 33 degrees North Latitude. It can safely be said that the true purpose of the Convention is, under the name of promoting the conservation of anadromous stocks, to strengthen "the primary interest" in anadromous stocks which the states of origin have under the United Nations Convention on the Law of the Sea [hereafter, UNCLOS]. With regard to the Convention there remain some problems to solve.

First, if states or entities not party to the Convention conduct directed fishing for anadromous fish and incidental taking of such fish in the Convention Area, the problem of the legality of such fishing and taking arises in relation to UNCLOS and customary international law. Secondly, although the Convention requires all parties to take appropriate measures to prevent their fishermen from reflagging to avoid the prohibitions of the Convention, it appears that state practice does not necessarily comport with this provision. Thirdly, while the Convention mandates the North Pacific Anadromous Fish Commission to consider and make proposals to the parties for the enactment of a certificate-of-origin program attesting that products of anadromous fish are from fish which were lawfully harvested, it is imperative that the parties should commonly enact strict and unified rules of this. Fourthly, though the Convention authorises the parties to enforce the provisions of the Convention at sea, there remains the problem of the lack of means of enforcement adequate to police the vast Convention Ares.

In conclusion, the parties have the primary responsibility for anadromous stocks as it is provided in the Convention, therefore they shall determine the total allowable catch and their capacity to harvest the anadromous stocks and give other states access to the surplus of the allowable catch, which is the responsibility of the parties which prohibit fishing anadromous fish on the vast high seas – the Convention Area – and restrict such fishing only to waters landward of the outer limits of their EEZ.

I. はじめに

日本は、自国を母川国とする溯河性資源の漁獲については、日本の排他的経済水域(以下、EEZと略称)内において行っている¹⁾。国連海洋法条約第66条 [溯河性資源(anadromous stocks)] によれば、溯河性資源の漁獲は、原則として EEZ の外側の限界より陸地側の水域において

のみ行われる。但しこれによって母川国以外の漁獲国に経済的混乱がもたらされる場合には、この EEZ の外側の水域での漁獲が認められ、その漁獲に際して「関係国は、当該溯河性資源に係る保存上の要請及び母川国のニーズに妥当な考慮を払い、当該漁獲の条件」について合意に達するため協議を行うことになっている [以上、第66条 3 項(a)]²⁾。また EEZ を越える水域において当該資源の規制を実施する場合には、母川国と他の関係国との間の合意に

2005年1月18日受理

第 2 巻第 3 号(2004) 73

^{*1} 東海大学海洋学部海洋文明学科(Department of Maritime Civilizations, School of Marine Science and Technology, Tokai University)

よるものとされる [同条 3 項 (d)]。ここでいう「他の関係国」とは、第 3 項全体の趣旨から見れば母川国の EEZ の外側水域において溯河性資源の漁獲を行っている同項 (a) に当たる漁獲国とも考えられるが、(a) に言う「保存上の要請」に (d) の規制行為も含まれると考えれば、必ずしも当該資源の漁獲国に限られないと言えよう。つまり、当該資源と生態学上或いはその他の関係を有する漁業一例えば、溯河性魚種の餌となる生物や当該魚種を捕食する生物の漁獲、当該魚種を混獲する漁業等一を行っている国を含むと考えられる。

溯河性資源に関しては、国連海洋法条約第66条1項に従 えば、母川国である沿岸国が当該資源に対する「第一義的利 益及び責任 | (the primary interest in and responsibility for)を有する。一般的に溯河性魚種は、沿岸国の EEZ の みならずそれを越えた公海を含め広範囲に亘って回遊す る。従って、母川国の有するこの「第一義的利益及び責 任」は、当該魚種の回遊する公海にも及ぶことになる。こ の点に関連して,公海漁業の自由を制約するものとして発 展してきた溯河性魚種に対する母川国のこの「第一義的利 益及び責任」の法的内容を公海漁業の自由との関係におい て明確化する上で,前述の同条約第66条3項(d)に言う 公海における母川国の規制の実施に関する国家実行の検討 が必要であろう。そういった視点から、本稿では、特に我 が国にとって重要性を持つ,公海での溯河性資源の規制に 関する国家実行として「北太平洋における溯河性魚類の系 群の保存のための条約 | (the Convention for the Conservation of Anadromous Stocks in the North Pacific Ocean) [以下, CCASNPO と略称] を考察の対象とす る.

II. CCASNPO の成立経緯

日本は、公海における溯河性魚種の漁獲に関しては、第 2次大戦前より北太平洋海域において北洋サケ・マス母船 式漁業により行っていた。この漁業は、第2次大戦中・戦 後の約10年間(1942-51年)の休止の後,1952年のサンフ ランシスコ平和条約発効後に北西太平洋の公海域において 再開されたが, その漁獲対象魚種の大部分は, 旧ソ連を母 川国とするものであった。しかもその漁獲は、産卵回遊途 上にある成魚のみならず翌年以降成熟する成育途上の未成 魚をも対象としていたため、この漁業がピークを迎える 1955年頃には、旧ソ連の極東地域へのサケ・マスの回帰量 は急激に減少するに至った3)。これに伴い旧ソ連は、サ ケ・マス資源の保護を図るべく、自国領海に接続する公海 の一定区域に規制水域を一方的に設定するに至り,「日ソ 漁業条約」(1956年) が締結され、一定の制限の下に日本 による当該魚種の漁獲の継続が可能となった4。しかし, 旧ソ連による200海里漁業水域の設定(1976年), EEZの 設定(1984年)に伴い、溯河性魚種に関しては最終的に 「日ソ漁業協力協定」の締結(1985年)により、旧ソ連の EEZの外側の公海においても旧ソ連を母川国とする当該 魚種の漁獲を確保することとなった。しかし当該協定の下 に設けられた日ソ漁業合同委員会の1988年年次会議での旧 ソ連の声明-1992年までの出来るだけ早い時期に公海での 旧ソ連を母川国とするサケ・マスの漁獲の停止50-をうけ、 日本は、1991年をもって、戦後40年間行われてきた北太平 洋の公海における旧ソ連(ロシア)を母川国とする溯河性 魚種の漁獲に終止符を打つに至った。

一方,公海での溯河性魚類の漁獲は,母川国である沿岸 国による管理と保存の努力を損うが故に不合理であるとの 論拠6 により、米国、カナダ、ロシアは、公海において上 記の日本のようなサケ漁船団を組織してこなかったとされ る"。特に米国では、太平洋岸の北西部地域におけるサケ の溯河を維持・改善するために、毎年連邦・州政府により 3億ドル以上が拠出され、毎年数億ドルの利益を挙げてい るとのことである8. とりわけアラスカ沿岸沖の水域は, 世界で最も豊かな漁場の一つであり, この漁業資源の豊か さが、アラスカをロシアから購入(1867年)する米国の決 定要因の一つとなったと言われる。1878年にはアラスカで のサケの缶詰製造業が開始され, やがて米国の他のすべて の州の合計の6倍以上のサケを生産するに至り、サケ漁業 はアラスカ経済の主力となった。こういった情況の中で 1929年に流し網を用いる北洋サケ・マス母船式漁業を発足 させ、沖取り漁業, つまりサケ・マスの公海漁業へと転進 していった¹⁰⁾. 日本は、1930年代に入り、北米水域特にこ のアラスカのブリストル湾水域に漁船団を派遣し始めた。 これによって、米国国内法により厳しいサケの漁業規制を 受けていた米国漁民の中に, これらの法を無視して日本人 がサケを捕獲しているという疑念を生じさせ, この疑念 が,同国の漁業産業内に既に存在していた日本人に対する 憤りを増大させるに至った11)。これに伴う日米間の交渉の 結果,1938年の取極により,日本は,自国の国際法上の権 利を留保して, ブリストル湾でのサケ・マス漁業を全面的 に禁止することに同意した12)。しかし、北太平洋海域にお ける溯河性魚類の公海漁業をめぐる対立とそれに伴う交渉 は継続し、第2次大戦による中断を経て、1946年に再開さ れた後、1952年に至り「北太平洋の公海漁業に関する国際 条約」(the International Convention for the High Seas Fisheries of the North Pacific Ocean) 13) 「以下, 日米加 漁業条約と略称]となって一つの決着を見る14)。本条約の 特徴は、溯河性魚類の公海での漁獲に関し、母川国主義に より当該魚類の母川国による排他的漁業権を認めるもので あり、これにより日本は、西経175度の東側の公海海域に おいて当該魚類の漁業に関し「自発的抑止」(abstention) 行うこととなった。しかし公海漁業自由の立場から 溯河性魚類に関するこの自発的抑止原則に懐疑的な日本と 更に母川国主義に基づく当該原則を徹底させたい米加との 対立は続き、その後の米加の200海里漁業水域の設定に伴 う本条約の失効(1978年2月)により、改正議定書が1978年4月に締結され、各締約国の200海里水域外の北太平洋海域の条約区域内の公海においては条約規定が締約国の漁船に対し実施されることとなった¹⁵⁾。

このように日本は、北太平洋の公海海域における溯河性 魚類の漁獲に関しては、旧ソ連(ロシア)、米加と個別に 条約を締結することにより辛うじて溯河性魚類の公海漁業 を維持してきたと言えよう。しかし最終的に北太平洋にお ける溯河性魚類の公海漁業から撤退せざるを得なくなった のは,冷戦の終結過程における米ソのこの漁業分野での利 害の一致による共同歩調がその一要因として挙げられてい る. つまり、1970年代の米ソ両国の200海里水域及びその 後の EEZ 設定によるベーリング海での両国の境界画定の 結果生じた、いわゆるドーナッツ・ホールーそこは、スケ トウダラをはじめサケ・マスの宝庫であった-と呼ばれる 公海部分における漁業権を両国に留保しようとするもので ある。これは、アラスカ漁民の要請を受けた米国にとって は、当該公海部分での日本によるサケの漁獲の減少、旧ソ 連にとっては、そこでの日本によるスケトウダラ漁業の排 除を狙ったものである。 先述した日ソ漁業合同委員会の年 次会議において, 旧ソ連が日本に対し公海での旧ソ連を母 川国とするサケ・マスの漁獲を停止するようにとの声明を 行った1988年に、米ソ両国は、「相互の漁業関係に関する アメリカ合衆国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府と の間の協定」-1988年5月31日署名,同年10月28日発 効¹⁶⁾-を締結した、溯河性魚類に関しては、本協定第7条 において,「両当事国は, 溯河性魚種の保存及び合理的管 理のために, 当該魚種の漁獲は, 排他的経済水域若しくは これと同等の水域を越えた海域において行ってはならない との原則を承認する.」と規定された。公海での溯河性魚 類の漁獲の完全禁止を目指すものであった。そして翌年の 2月に開催された本協定に基づく政府間漁業諮問委員会に おいて、北太平洋の200海里を越える海域でのサケ類の保 護を規定する関係国による多国間協力の可能性を考慮する 合意が行われ, この目的のために, 多国間によるサケ管理 制度の創設に向けての両国の協力を約する覚書が交わされ たのである。かくして、同年、日米加漁業条約の下に1952 年に設置された「北太平洋国際漁業委員会」(the International North Pacific Fisheries Commission) [以下, INPFCと略称]の年次会議において、米国委員により、 太平洋の公海での溯河性魚種の漁獲は不合理且つ資源浪費 的であるとの米ソの論拠に基づき, 当該魚種の保存のため の新多国間条約の構想が提案されるに至った。これを受け て、米ソにより新たなサケ漁業規制国際条約の起草が1990 年,1991年と進められ,1991年9月に日米加口は,新多国 間サケ条約に関する議論を終了した。そして1991年11月 に、INPFCは、その最終年次会議を開催し、38年間の歴 史の幕を閉じることとなった17)。

III. CCASNPO の構造

我が国は、主として北西太平洋海域においてはロシアと、北東太平洋海域においては米加と、それぞれ個別に協定、条約を締結することにより溯河性魚類の漁獲を行ってきたが、溯河性魚種の多くの回遊・分布範囲は北太平洋海域全体に及ぶことからも、当該海域全体における当該魚種の統一的漁業管理体制の創設は必然的結果であったとも言えよう¹⁸⁾。前章で述べた経緯を経て、北太平洋海域での溯河性魚種の統一的漁業管理機関として、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」(the Convention for the Conservation of Anadromous Stocks in the North Pacific Ocean) [CCASNPO] は、カナダ、日本、ロシア連邦及び米国を締約国として、1992年2月11日のモスクワでの署名を経て、1993年2月16日に効力を発生するに至った。

本条約の趣旨は、北太平洋海域における溯河性魚類が、主として上記4カ国を母川国とし、一部の海域では混交している状態を踏まえ、同時に溯河性魚類の母川国が、当該魚類の保存と管理のための良好な条件を設けるために自ら費用を支出し、自国の経済開発の機会を後回しにしているとの認識に立ち、母川国が当該魚類に対する第一義的利益と責任を有するとの立場から、当該魚類の漁獲は、領海基線から200海里以内においてのみ行われるべきであるとするものである(本条約前文)。その結果、本条約の成立過程においても日本を除く上記締約国により主として意図されたように、北太平洋において溯河性魚類が回遊する公海海域での当該魚類の漁獲が本条約により締約国間において全面的に禁止されるに至った190。そして以上の目的を達成するために、条約区域内での当該魚類の保存を促進すべく本条約が作成されたことが謳われている(本条約前文)。

次に本条約が適用される海域 [以下,条約区域という] であるが,これは,北緯33度以北の北太平洋及びこれに接続する海域であって,領海測定基線より200海里の外側にある水域一公海—とされる(同第1条)。この条約区域において,附属書 I に記載されている溯河性 魚類—しろざけ,ぎんざけ,からふとます,べにざけ,ますのすけ,さくらます,スチール・ヘッドの7種類—を対象とした漁獲が禁止される(同第3条1項(a)及び附属書の I)。また当該魚類の混獲については,その混獲が可能な限り最小のものとなるような時期,区域及び態様で行うよう定められており(同第3条1項(b)及び附属書の II),混獲された溯河性魚類は,直ちに海に戻されるものとされる(同第3条1項(c))。なお上記の本条約第3条1項の規定は,科学的調査を目的とした漁獲—詳細は第7条に規定—には適用されない(同第3条2項)。

このような趣旨・目的を達成するために,本条約では 種々の条約遵守措置が定められている。まず締約国に対す

第 2 巻第 3 号 (2004) 75

- るものとして,以下の措置をとることが要求される:
- (1) 本条約に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、当該取引に関与した者を処罰するために国際法及び各締約国国内法に従い、適切な措置をとる(同第3条3項)²⁰.
- (2) 各締約国の法令の下で登録された船舶が、本条約の規定の適用を免れるために当該登録を移転するのを防止するために適切な措置をとる(同第4条3項)²¹。
- (3) 締約国でない国・団体による条約区域内での溯河性魚類の漁獲の防止及び当該魚類の混獲の最小化のために、 国際法及び各締約国国内法に従った行動をとるに当たって協力する(同第4条4項)。
- (4) 自国民及び自国旗を掲げる漁船による条約規定の遵守 を確保するために全ての必要な措置をとる(同第5条1 項)。
- (5) 締約国間における海上取締り 条約規定の実施
- ① 締約国の正当に権限を有する公務員は、他の締約国の船舶に対し、溯河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の混獲を行っていると信ずるに足りる相当な理由がある場合には、臨検一装備・航海日誌・書類・漁獲物・その他の物件の検査及び船上にある者に対する質問を目的とした乗船ーを行うことができる。この検査・質問に当たっては、当該船舶の被る妨害・不便さは最小のものとされるべきであり、船長の要求がある場合には、臨検に当たる公務員は政府発行の身分証明書を提示しなければならない(同第5条2項(a))。
- ② 上記の臨検に当たる公務員は、①に言う人物又は船 舶が, 現に本条約違反の操業を行っているか, 又は臨 検のための乗船前に明らかにそのような操業を行って いたと信ずるに足りる相当な理由がある場合には, 当 該人物・船舶を逮捕・拿捕することができる。 臨検を 行った公務員の属する締約国は, 前記の人物・船舶の 属する締約国にその逮捕・拿捕を速やかに通告すると ともに,可及的速やかに両締約国の合意する場所でそ の人物・船舶をその所属する締約国の権限を有する公 務員に引き渡さなければならない。但し, 通告を受け た締約国が直ちに引渡しを受けられない場合には, 通 告した締約国は,条約区域内か又は適当な港ー通告を 行う締約国が、本条約の他の締約国に対する通報の中 で事前に特定し、且つその通報の受領後60日以内に異 議が提出されなかった港ーにおいて当該逮捕または拿 捕を継続することができる (同第5条2項 (b))²²⁾。
- ③ ②に言う引渡しを受けた締約国の権限を有する公務員は、違反に対する適切な措置 裁判を含むがこれに限られないーに要する証拠を得るのに必要な調査を行うものとする。同時に当該公務員は、逮捕もしくは拿捕された人物乃至船舶が更なる違反操業を行うのを防止するために、当該漁期の残余期間、必要な措置 これには、当該船舶への取締官の配置、当該船舶の操業

- 許可区域の制限,条約区域からの当該船舶の排除を含めることができるーを直ちにとるものとする(同第5条2項(c))。
- ④ 違反を行った人物・船舶の属する締約国のみが裁判権を持つとともに刑罰を科すことができる。その場合、違反の証明に必要な証人・証拠は、締約国の管轄下にある限り、裁判管轄権を有する締約国に可及的速やかに提供されるとともに、当該管轄権を有する締約国は、これらの証人・証拠を考慮し、適当な場合には利用しなければならない。また、締約国の関係法令に規定される刑罰は、本条約第9条3項に従って北太平洋溯河性魚類委員会(the North Pacific Anadromous Fish Commission)[以下、NPAFCと略称]の行う提案を考慮に入れ、違反の重大性に対応するものでなければならない(同第5条2項(d))。
- ⑤ 各締約国は、本条の第2項に従って行われる他の締約国の権限ある公務員による自国船舶への乗船・検査を許容し助けること、並びに当該取締行為に協力することを確保するために適当な措置をとる(同第5条3項)。
- (6) 締約国は、本条約に違反するすべての活動情報、条約 違反に対する取締行為及び事件の処理に関する情報、締 約国以外の国又は団体による条約区域内での溯河性魚類 の漁獲・混獲に関する情報の交換について協力するもの とする(同第6条)。

一方,締約国でない国・団体に対しては,条約の目的を確保するために,締約国により

以下の同意が為されている:

- (1) 締約国でない国・団体の漁獲活動について、それが条約区域内の溯河性魚類の保存に不利な影響を与える可能性のあるものに関して、当該国・団体の注意を喚起する(同第4条1項).
- (2) 締約国でない国・団体の漁獲活動に関して、当該国・ 団体が本条約の規定に合致する法令を制定し, 及び本条 約の目的達成に協力するよう奨励する (同第4条2項)。 次に,本条約では,条約区域内での溯河性魚類の漁獲は 原則として禁止されるが,第3条2項に規定されているよ うに,科学的調査を目的とした当該魚類の漁獲は認められ る。しかし科学的調査の名目の下に当該魚類の商業的漁獲 が行われることを懸念してのものと思われるが、その規定 は慎重なものとなっている。まず科学的調査の必要性が, 当該魚類の保存を目的としたものであり, 適当な場合に は、他の生態学上関連する種 (ecologically related species)²³⁾の科学的調査を含むことが謳われ、これらの科 学的調査を実施するに当たって、締約国は協力する(同第 7条1項)。これに関連して、締約国は、NPAFCの要請 があるときは条約区域外であっても,条約区域に接続する 区域であって当該区域から溯河性魚類が条約区域内に回遊 する場合には、この接続区域における当該魚類或いは生態

学上関連する種に関る科学的情報等を NPAFC に提供する (同第7条3項).

また締約国は、条約区域内において自国の国民又は船舶により当該魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の高水準の混獲を伴う科学的調査計画が実施される場合には、当該調査の前に十分な時間的余裕をもって当該調査計画をNPAFCに提出するものとする。その際、当該調査計画を提出した締約国を除き、すべての母川国たる締約国が、NPAFCより当該調査計画を受領後30日以内に当該計画に伴う漁獲を第3条1項の(a)又は(b)の違反と見なすことをNPAFCに通告した場合には、NPAFCにより何らかの決定が下されるまでは当該計画は実施されてはならない(同第7条6項)。更に、条約区域内において科学的調査に関連して採捕された溯河性魚類の漁獲量は、9ヶ月以内にNPAFCに報告されなければならない(同第7条7項)。

なお、実際に本条約を運営するための機関として NPAFCが設置される(同第8条1項)。NPAFCは、条 約区域における溯河性魚類の保存の促進を目的とし(同第 8条2項)、同区域において生態学上関連する種の保存に 関連する事項を審議することができる(同第8条3 項)²⁴。NPAFCは、これらの目的・任務を達成するため に次の権限を有するものとされる。

- (1) 条約区域における溯河性魚類及び生態学上関連する種の保存のための措置を締約国に勧告する(同第9条1項)
- (2) 本条約に違反する活動,特に第3条に違反する溯河性 魚類の漁獲及び取引に関する活動,並びにそのような活 動に対してとられた措置 - 締約国による及び適当な場合 には締約国でない国・団体によりとられたもの - に関す る情報交換を促進する(同条 2 項)²⁵⁾。
- (3) 本条約に違反する活動に対する同等の刑の細目の制定について審議し、締約国に提案する(同条3項).
- (4) 本条約に違反する漁獲の結果,母川国が被る損害を救済する手段について審議し,この目的のために本条約に違反して採捕される魚類の発生地を特定する方法を開発する(同条4項).
- (5) 第5条に従って締約国によりとられた取締行為について検討し、評価するとともに、本条約の規定の実効的且つ積極的な実施を確保するために締約国のとるべき追加的措置について勧告する(同条5項).
- (6) 溯河性魚類及び生態学上関連する種に関する科学的調査の実施及び科学的資料の収集・交換・分析の調整を目的として、締約国及び適当な場合には締約国でない国・団体の活動に関する漁獲量及び漁獲努力に関る情報の交換を促進し、上記の魚類及び種に関して締約国間における協力の場を設ける(同条6項)。
- (7) 溯河性魚類の製品が、合法的に採捕された魚類に由来 するものであることを証明する原産地証明書に関する計

- 画の制定について審議し、締約国に提案する(同条7項).
- (8) 溯河性魚類及び適当な場合には生態学上関連する種に 関する条約区域内での科学的調査に関して締約国に勧告 する(同条8項).
- (9) 本条約の目的達成を促進するために、とりわけ科学的 助言を含む入手可能な最善の情報
- を得ることを目的として、適当な場合には関係国際機関と協力する(同条 9 項)²⁶.
- (10) 適当な場合には、条約区域における溯河性魚類及び 生態学上関連する種の保存に関する事項について NPAFCと協議を行うために、本条約の締約国でない 国又は団体を招請する(同条10項)。
- (11) 本条約及びその附属書の改正を勧告する(同条11項).
- (12) 条約区域内の溯河性魚類の混獲を回避し又は減少させるための措置を勧告する(同条12項)。
- (13) 本条約の目的達成の促進に必要なあらゆる措置を締約国に勧告する(同条13項)。

また NPAFC は、国際機関として法人格を有する(第8条1項、4項)。 NPAFC においては、一国一票主義がとられ、重要事項の決定は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の母川国たる締約国の全員一致により行われ、また当該締約国のいずれかが重要と認める事項は重要事項とされ、その他の事項については、すべての締約国の単純多数決により行われる(同条10項)。 NPAFC は、少なくとも毎年1回開催される(同条13、14項)。 NPAFC の本部は、バンクーバー(カナダ)に置かれ、英語、日本語及びロシア語を公用語とする(同条5、6項)。 NPAFC には、事務局長(an Executive Director)及び適当な職員から成る事務局(a Secretariat)が設置され(同条9項)、事務局長は NPAFC により任命され(第10条1項)、事務局の業務(同条2項、第11条2項、4項)を監督する(第10条1項)。

最後に、条約の改正その他についてであるが、いずれの締約国も附属書²⁷⁾を除き本条約の改正を提案することができ、寄託政府がすべての締約国から批准書、受諾書又は承認書を受領した時に改正の効力が生じる(第12条)。また本条約の附属書は、本条約の不可分の一部を成し、当該附属書は、本条約第9条11項に基づきNPAFCの行った附属書改正の勧告を条約区域内に回遊する溯河性魚類の母川国たるすべての締約国が受諾することにより改正されたものと見なされる(第13条)。一方いずれの締約国も、本条約脱退の意図を寄託政府に正式に通告した日の後12ヶ月で本条約から脱退することができる(第14条)。また本条約の効力発生後、原締約国の全会一致の招請により、他の国は本条約に加入することができ²⁸⁾、当該他の国についてはその加入書の寄託の日に本条約の効力が生じる(第18条)。なお、本条約のいかなる規定も、本条約の締約国が締約国

となっている条約及び国際的合意におけるその立場又は見解並びに海洋法に関する諸問題についてのその立場又は見解を害するものと見なされてはならない(第15条)ことが謳われている。

IV. 国連海洋法条約第66条の構造及び問題点

CCASNPO の締結より10年前に圧倒的多数の国家により採択され、海洋法に関する基本的枠組を設定した国連海洋法条約においても、その排他的経済水域の部 [第5部] において溯河性資源に関する規定一第66条一がおかれている。本章では、日ソ漁業協力協定(1985年)及びCCASNPOがその範をとった当該条約規定の内容を検討する。当該条約の第66条は、最初にその第1項において一般原則として、溯河性資源—EEZの内外を問わない—に対しその母川国が、「第一義的利益及び責任」(the primary interest in and responsibility for)を有することを定める。この溯河性資源に対する「第一義的利益及び責任」の意味については明確ではないが、これに続く第2項以下の規定より推察する他ないと思われる。

まず母川国の「第一義的利益」に相当するのは、同条3 項(a)の前半部分と言えよう。つまり溯河性資源の漁獲 は、当該資源の母川国により同国の EEZ・領海・内水に おいてのみ行われ, これにより母川国以外の国に経済的混 乱がもたらされる場合を除いて,公海での当該資源の漁獲 は禁止される。ここで問題となるのは、公海での当該資源 の漁獲が認められる漁獲国の「経済的混乱」(economic dislocation) をどのような基準で誰 [どの主体] が決定 するのかである。なおこの決定をめぐって締約国間におい て紛争が生じた場合,同条約第297条3項(a)に基づき, 国際裁判所による強制的解決手続に付されることになろ う。またこの「経済的混乱」を蒙る国の範囲についても同 条では特に明示されておらず,公海での当該資源の新規参 入漁獲国をすべて含めるのかどうかであるが, 同規定が当 該資源の漁獲の例外規定である点を考慮すれば一定の時点 での漁業実績国に限定するのが妥当であろう29, 更に, こ の「経済的混乱」を理由とした公海での当該資源の漁獲に 関しては、関係国-母川国とそれ以外の国-が、当該資源 に関る「保存上の要請及び母川国のニーズに妥当な考慮を 払い, 当該漁獲の条件に関する合意に達するため協議を行 う.」ことになっており、同条3項(a)のこの後半部分 は,母川国の「第一義的利益」とともに「第一義的責 任 |- 「保存上の要請 |- をも含む内容と言えよう。ここに おいても当該資源に関する「保存上の要請及び母川国のニ ーズ | への妥当な考慮と母川国以外の国の経済的混乱との 調整をめぐる協議の困難さが予想される300、なお母川国の この「第一義的利益」との関連で、当該資源の漁獲が、母 川国の EEZ の内外において母川国以外の国により行われ ることを想定してのものと思われるのが,同条3項 (b), (c) の規定である。即ち母川国は,自国の内水・領海・EEZ 及び接続公海-同条 3 項 (b) の "all the areas in which such fishing has occurred." より接続公海を含むと推定される-において,自国の当該資源の漁獲を行ってきた実績国-同条 3 項 (b) の "taking into account"以下より実績国と推定される-の経済的混乱を最小のものに留めるべく協力するものとされる(同条 3 項 (b))。その際,当該実績国が母川国の当該資源の再生産に貢献する場合,母川国は,当該実績国に対しその漁獲について特別の考慮を払うものとされる(同条 3 項 (c))。

次に, 母川国の「第一義的責任」に関する主たる規定 は、同条2項である-この規定も結果的には「第一義的利 益」に関係する。そこにおいて、母川国は、自国の内水・ 領海・EEZ 及び接続公海水域での当該資源の漁獲のため の適当な規制措置を定めることによって当該資源の保存を 確保する義務を負う(同条2項第1文)。また母川国は, 当該資源を漁獲する第66条3項及び4項に規定する他の国 と協議の後, 自国河川に発生する当該資源の総漁獲可能量 (total allowable catches) 「以下, TAC と略称〕を定め ることができる(同条2項第2文)。ここでまず問題とな るのは、当該資源の TAC の決定方法である。当該資源を 含め、沿岸国の EEZ 内における生物資源の保存に当たっ ては, 主として科学的証拠を考慮した生物資源の最大持続 生産量を維持するように TAC を決定するものとされてい る (第61条)。しかるに同条 2 項第 2 文では、こういった 科学的証拠に基づくのではなく, TAC の決定を当該資源 の他の漁業国との協議に委ねている。漁業国との協議によ る TAC の決定は、TAC の本来の機能に馴染むものでは ないであろう。また、第66条2項第2文の中の「当該溯河 性資源を漁獲する3及び4に規定する他の国」[下線部筆 者] の規定は、その文言上不明確さを残している。つま り,第66条4項は,母川国の当該資源が回遊する国に関し て, 当該回遊国が当該資源の保存・管理について母川国と 協力する規定である。しかるに同条2項の規定の仕方-"after consultations with the other states referred to in paragraphs 3 and 4 fishing these stocks" [下線部筆者]-では, 当該回遊国も当然母川国の当該資源を漁獲している ことになる。なお、母川国の EEZ に接続する公海での当 該資源に関する規制の実施--同条3項(d)-については, 前述した通りである.

以上,溯河性資源に関する第66条の構造及びその問題点について,当該資源に対する母川国の「第一義的利益および責任」の視点から検討してきた。付加するに,当該資源が,母川国たる沿岸国の EEZ 内に存する限り,沿岸国の生物資源に対する主権的権利(第56条)とともにその保存(第61条)及び最適利用(第62条)の規定の適用を受ける。従って溯河性資源の最大持続生産量を維持する TAC を決定する-これについては前述したように第66条 2 項第 2 文との調整問題が残る-とともに当該資源について自国の漁

獲能力を決定し、その余剰分については他国の漁獲を認める義務を負う。

V. CCASNPO の問題点

CCASNPOは、条約区域に当たる北太平洋及びその接続海域の広大な公海海域において、条約規定の溯河性魚類を対象とした漁獲を禁止するとともにその混獲も最小化し、これにより当該魚類の保存を促進することによって、当該海域を回遊する当該魚類の主たる母川国である締約国の「第一義的利益」の徹底を図ろうとするものであると言えよう。そこにおいては、当該条約の締約国と締約国でない国・団体との条約法上の問題、これに関連する混獲・船籍変更、更に当該条約の実施[取締り]に関する問題等が存在する。

前章で検討したように、国連海洋法条約-第66条-に従 えば、溯河性魚類の漁獲が公海において認められるのは、 母川国である沿岸国以外の漁獲国に「経済的混乱」がもた らされる場合のみであり CCASNPO においては、条約区 域内の公海での当該魚類を対象とした漁獲は無条件に一勿 論科学的調査の場合は別として-禁止されている。問題 は、CCASNPO の締約国ではない国・団体が、条約区域 内において, 条約で禁止されている当該魚類の漁獲乃至混 獲を行う場合である。国際法上は、第三国である上記の 国・団体に対して、当該条約規定を適用することはできな い. 本条約においても、上記の国・団体に対し、注意を喚 起するか或いは本条約の規定に合致する法令の制定乃至そ の目的達成への協力を奨励することを定めるのみである (同条約第4条1,2項)。ただ上記の国・団体が国連海洋 法条約の当事国となっている場合には, 当該国・団体に 「経済的混乱」がもたらされる場合を除いて, 条約区域内 をはじめその他の公海水域での当該魚類の漁獲は禁止され ることになる(国連海洋法条約第66条3項)。これに対し 当該国・団体が国連海洋法条約の当事国ともなっていない 場合には、少なくとも同条約-特に第66条3項-の慣習国 際法的地位が問われることになろう.

次に、CCASNPOでは、条約規定の当該魚類の混獲については、その混獲が可能な最大限度まで最小となるような時期・区域・態様で行われるとともに、混獲された当該魚類は、直ちに海に戻されることになっている(CCASNPO第3条1項(b)、(c)、附属書のII)。1970年代末に北太平洋において大量のイカ資源が発見されるに伴い、イカ釣り流し網漁が急速に発展していったと言われる。特に北緯40度以北では、溯河性魚類は海洋の上層部分に最も多く生息していることから、こういったイカ釣り流し網漁に紛事していた日本、台湾、韓国は、当該魚類との混獲を防止するための国内法を制定したと言われる。しかし溯河性魚類の回遊範囲の広さのため流し網漁による混獲の防止の実は

上がらず、イカ釣り流し網漁を装って当該魚類を漁獲する漁船も現われたことにより、終に国際連合の総会において、1992年末までに流し網漁を禁止する決議が採択されるに至った(1989年)。そして当該決議を実効的ならしめるべく外交的乃至経済的圧力の行使が米加により行われ、特に米国は、流し網漁の禁止を実施するための監視員の配乗その他の方法を認める協定を日本、台湾、韓国と締結したとされる。しかしながら、流し網漁に従事していたこれら3国の漁船の中には、自国の法規制を免れるために中国やホンジュラスに船籍を移すものもいたと言われる311。

また,本条約は,当該条約違反に対して,締約国間にお ける条約規定の実施を確保するための具体的措置を定め る。まず海上での条約実施措置として、締約国の権限ある 当局は,他の締約国の船舶に対し,溯河性魚類を対象とす る漁獲又は当該魚類の混獲を行っていると信ずるに足りる 相当な理由がある場合には, 臨検を行うことができ(同条 約第5条2項 (a)), 現に本条約違反の操業を行っている か又は臨検のための乗船前に明らかにそのような操業を行 っていたと信ずるに足りる相当な理由がある場合には当該 船舶を拿捕することができる(同第5条2項(b))。本条 約上のこの権限に基づき, 各締約国は, 条約区域において 取締行為を実施するのであるが、最大の課題は、広大な条 約区域をカバーするに足る巡視船・航空機等の取締手段の 不足と言われる320。これに対し、当該魚類の混獲との関係 において上でも触れたが, 本条約では, 締約国において登 録された船舶が本条約規定を免れるために船籍を移転する のを防止するために適切な措置をとることを締約国に義務 づけている(同第4条3項)。しかし現実には、締約国に とって, 自国籍船が締約国ではない国・団体に船籍を変更 することをすべて阻止することは極めて困難なことが予測 される33)。更に、本条約は、条約違反の漁獲の防止を徹 底,強化するべく,締約国が,本条約に違反して採捕され た当該魚類の取引を防止するとともに, 当該取引に関与し たものを処罰するために適切な措置をとるよう定めた(同 第3条3項)。これとの関連で本条約は、NPAFCに当該 魚類の製品が合法的に採捕された魚類に由来するものであ ることを証明する原産地証明書に関する計画の制定につい て審議し、締約国に提案する権限を与えている(同第9条 7項)、本条約の締結時期において、原産地決定に関する 一般的な国際基準は,最後に実質的な変更がその製品に加 えられた場所と見なされていたと言われる34)。他方、溯河 性魚類の取引に関しては, 当該魚類の原産国は, 当該魚類 を採捕した船舶の登録国と決められているとされる35)。そ の場合, 本条約の締約国でない国・団体の採捕した当該魚 類が締約国に加工・輸出用に持ち込まれた際に, 当該製品 の原産国決定に関して困難な問題が生じることが考えられ る36)。 当該魚類の製品についての原産地証明に関する明確 な基準が、少なくとも CCASNPO の締約国間において策 定される必要性は言うまでもない。

第 2 巻第 3 号(2004) 79

VI. おわりに

我が国を母川国とする溯河性資源に関係する条約として, 現在「日ソ漁業協力協定」(1985年発効)及びCCASNPO (1993年発効) が存在する、いずれも1982年に採択された 海の憲法とも呼ばれる国連海洋法条約-第66条-を模範と したものである。本条約の第66条によれば、溯河性資源の 漁獲は、母川国の「第一義的利益」に基づき、母川国の内 水・領海・EEZ 内においてのみ行われ、これにより母川 国以外の国に経済的混乱がもたらされる場合には, 母川国 の EEZ に接続する公海において、当該資源の漁獲が認め られる (同条3項 (a))。 その場合、この接続公海におい て当該資源の漁獲が認められる条件である「経済的混乱」 は、誰[どの主体]がどのような基準で判定するのか、ま たこの「経済的混乱」を蒙る国とはどの時点までの国を指 すのかの問題が残る。更に、当該資源に関する「保存上の 要請及び母川国のニーズ」への妥当な考慮(同条3項 (a)) と母川国以外の国の経済的混乱の調整に関して協議 の困難さが予測される。一方,母川国は,その「第一義的 責任」に基づき、当該資源の保存を確保すべく、自国の内 水・領海・EEZ 及び接続公海水域において当該資源漁獲 のための適当な規制措置を定めるとともに, 当該資源を漁 獲する同条3項及び4項に規定する他の国と協議の後,自 国河川に発生する当該資源の TAC を定めることができる (同条2項). TACの決定に当たっては,第61条にもある ように, 主に科学的証拠を考慮した生物資源の最大持続生 産量を維持する方法で行われるが,同条2項では漁獲国と の協議にかからしめている点で問題となろう。また、母川 国が、自国 EEZ に接続する公海において当該資源の規制 を実施する場合には、他の関係国との合意によるものとさ れる (同条 3 項 (d))。 第 1 章でも触れたように、ここで 言う「他の関係国」とは,同条3項(a)の母川国の接続 公海において当該資源の漁獲を認められる国に限らず, 当 該資源と生態学上或いはその他の関係を有する漁業を行っ ている国も含むと考えられる.

このように、溯河性資源に関する総則的規定とも言うべき本条約第66条を基として、本稿で対象とした CCASNPO は締結されたと言える。 CCASNPO は、北太平洋海域を回遊する溯河性魚類の主たる母川国である日本、米国、カナダ及びロシアが、条約区域-北緯33度以北の北太平洋及びこれに接続する海域の公海部分ーにおいて、条約規定の7種類の当該魚類を対象とした漁獲を禁止するとともに当該魚類の混獲も最小化することにより、当該魚類の保存を促進することを謳っているが、畢竟母川国である上記4カ国による溯河性資源に対する「第一義的利益」の強化一当該資源の独占一を図るものと言えよう。そこにおいて、CCASNPOの締約国ではない国・団体により、条約区域

内において漁獲を禁止されている溯河性魚類の漁獲或いは 混獲が行われる場合である。当該国・団体が、国連海洋法 条約の当事国である場合には、当該条約第66条3項(a) に言う「経済的混乱」の条件が満たされない限り, 条約区 域での当該魚類を対象とした漁獲は禁止され、混獲の最小 化の問題が残るだけである。これに対し、当該国・団体 が,国連海洋法条約の当事国ではない場合,公海での当該 魚類を対象とした漁獲或いはその混獲に関して, 国連海洋 法条約第66条及び CCASNPO 第3条の規定の慣習法的地 位が問われることになろう。次に、CCASNPOは、その 第4条3項において、締約国の国籍を有する船舶が本条約 規定の適用を免れるために船籍を変更することを防止する べく適切な措置をとることを締約国に義務づけている。し かし,世界の海運業においても依然として便宜置籍船の占 める割合が多いことからも推察されるように,本条約の締 約国にとって、締約国ではない国・団体への自国籍船の国 籍変更を阻止することは容易でないことが窺われる。また CCASNPO は、本条約違反の漁獲を防止するための間接 的措置として,本条約に違反して採捕された当該魚類の取 引の防止と当該取引に関与した者の処罰について適切な措 置をとるよう締約国に義務づける(同条約第3条3項)と ともに, 合法的に採捕された当該魚類の製品であることを 証明する原産地証明書に関する計画の制定と締約国への提 案の権限(同条約第9条7項)をNPAFCに与えている。 違法な漁獲を防止するためのこういった措置-特に締約国 による法令の制定一が締約国間において統一的且つ厳格に 実施・適用される体制の策定が急務である37. 一方本条約 は、違法な漁獲を海上において直接取り締まる権限を各締 約国に与えているが、最新の科学技術等の利用を考慮して も,取締手段-特に巡視船・航空機-が広大な条約区域に 対応するだけの能力に至っていないと言われる.

最後に、CCASNPOは、その条約区域である公海にお いて当該魚類の漁獲を原則的に禁止することにより, 母川 国である締約国の EEZ の外側より陸地側の水域において のみ当該魚類の漁獲を認めるという, いわば母川国による 当該魚類の独占を図ろうとするものとも言える。 しかしそ の前文にも謳われているように、締約国は、当該魚類に対 し「第一義的利益」とともに「第一義的責任」をも有する のであり、この点において、EEZにおける生物資源に対 する沿岸国の原則的義務-保存と最適利用-の適用を受け ると考えるのが妥当である38)。即ち締約国は、自国の EEZ内における当該魚類の TAC を決定するとともに, 当該魚類についての自国の漁獲能力を決定し, その余剰分 については他国による漁獲を認めなければならないであろ う。当該 TAC の決定の必要性に関しては、少なくとも日 本に関する限り、2003年の段階において、日本を母川国と する当該魚類の殆どが人工孵化放流による管理により高い 資源水準にあるとの評価がなされており39, 現在の資源状 態が維持される限りでは、当該魚類の保存を確保するため

のTACの決定を行う必要性は乏しいと考えられる。この点については、ロシアも同様と推察される⁴⁰⁾。その場合残る問題は、自国の漁獲能力の決定と余剰分の配分となろう。尤も、この高水準の資源量も、人工孵化放流技術の進歩と北太平洋の生息環境の好転に負うところが大きいと言われ⁴¹⁾、北太平洋の生息環境の状況によっては、当該魚類の漁獲量が大きく変動する可能性が存しよう。これに関連して、将来条約区域を含む北太平洋海域における環境収容力(carrying capacity)が科学的に明確化された場合、当該魚類の孵化放流量をめぐり、当該海域の母川国間において困難な調整の問題を生ぜしめることが懸念される⁴²⁾。

註

- 1)日本による溯河性資源の漁獲と国連海洋法条約との関係については、拙稿「日本における溯河性魚種の漁獲に関する一考察-国連海洋法条約第66条2項との関連において一」『海ー自然と文化』(東海大学紀要海洋学部)第1巻第1号(2003年)を参照されたい。
- 2) 日本の場合,そのEEZに接続する公海において,日本を母川国とする溯河性資源の漁獲に関し,この種の合意を行っている国はないとされる。農林水産省より聴取。2004年9月。
- 3) 佐野 蘊 『北洋サケ・マス沖取り漁業の軌跡』成山堂 書店(平成10年), はしがき, 1頁. 2頁.
- 4) 佐野 蘊 前掲書, 3頁. 山本 草二 『国際漁業紛争 と法』玉川大学出版部(昭和51年),87頁.
- 5) Dereynier, Yvonne L., "Evolving Principles of International Fisheries Law and the North Pacific Anadromous Fish Commission," *Ocean Development & International Law*, Vol.29, No.2, 1998, p.149.
- 6) 公海においていかなる国でも母川国の資源であるサケの 漁獲ができるというのは非能率的 (inefficient) であると の意見に関連して、1980年の研究によれば、もしますのす け (chinook salmon) が成魚となってその母川に回帰し ていたとすれば、米国の内陸でのその漁獲量は、公海での 漁獲量の 6.5 倍になっていたであろうとの推定が為されて いる。Bryan, Kelly R., "Swimming Upstream: Trying To Enforce the 1992 North Pacific Salmon Treaty," Cornel International Law Journal, Vol.28, 1995.1, p.242. 7) Ibid..
- 8) *Ibid.*, p.243.
- 9) Ibid., p.244. なお米国での最初のサケ缶詰工場は,1860 年代にワシントン州とオレゴン州で開始されたと言われる。Ibid..
- 10) 佐野 蘊 前掲書, はしがき, 1頁.
- 11) Kelly, *Ibid.*, pp.244-245.
- 12) 山本草二 『海洋法』三省堂(1994年10月)[以下,山本草二 『海洋法』],161頁。
- 13) 1952年5月9日に署名され,1953年6月12日に効力発生.締約国は,カナダ,日本,米国の3カ国である. http://www.npafc.org/inpfc/inpfc.html
- 14) Kelly, *Ibid.*, p.245.

- 15) 山本草二 『海洋法』, 162-164頁。
- 16) Dereynier, Ibid., p.174.
- 17) Dereynier, *Ibid*., pp.154-157.
- 18) 1978年における日米加漁業条約の改正議定書が、当該条約より非溯河性魚類を切り離すよう要求しており、この頃よりこのようなサケ志向的新制度が締約国により予測されていた、との評価もある。Dereynier, *Ibid.*, p.157.
- 19) 公海での溯河性魚類の漁獲禁止に日本が賛成するに至った一つの要因として、日本を母川国とする当該魚類の北朝鮮、韓国による公海での漁獲を挙げる意見もある。 Bryan, *Ibid*., pp.250-251.
- 20) 日本は,「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」 (第96条1項) によりこれを行っているとのことである。 農林水産省より聴取、2004年9月。
- 21) 日本は、「外国為替及び外国貿易法」(第48条)、「輸出貿易管理令」(第2条1項1号)により、船籍変更防止措置をとっており、サケ・マス漁業に関する船籍変更の事例はないとのことである。農林水産省より聴取。2004年9月。
- 22) 過去 5 年間($1999\sim2003$ 年)において,締約国により拿捕された船舶は,合計4隻-1999年に 3 隻,2000年に 1 隻, $2001\sim2003$ 年の間は 0 隻-と言われている。このうち日本自身が拿捕した船舶は 0 隻であり,また日本漁船が拿捕されたこともないとのことである。また本規定にある引渡しを行う港については,日本の場合,特定されてはいないとされる。農林水産省より聴取。2004年 9 月。
- 23) 本条約の定義によれば、「生態学上関連する種」とは、 「条約区域に存在する溯河性魚類の系群と関連を有する海 産生物の種(当該系群を捕食する生物及び当該系群のえさ となる生物の双方を含むが、これらに限られない。)」をい う (第2条6項)。この定義をめぐっては、NPAFCの下 部機関である「科学的調査及び統計に関する委員会」 (Committee on Scientific Research and Statistics) [以 下, CSRSと略称]は、その定義で十分であることを再確 認し, 当委員会の現段階においてこういった生態学上関連 する種のリストを作成することは建設的ではないとした。 その理由として, 当該リストの作成は, 不完全なものとな る可能性があり、リストに記載されない種族が出てきた場 合, 溯河性魚類の生産と保存及び生態学上関連する種の保 存に関する科学的情報及び科学的進歩の自由な交換の妨げ となるであろうとの点を指摘している。Dereynier, Ibid., p.164.
- 24) 委員会の第1回会合が、1993年2月24日にオタワ(カナダ)において開催され、各国の本条約への抱負が開陳された。米国は、委員会が母川国による投資を保護するためのものであるとの立場を明確にし、河川の生息域保護への投資が自国の激減したサケ魚類の回復に必要であることを1993年までに考え始めていたと述べている。特にワシントン州、オレゴン州及びカリフォルニア州の河川における天然の太平洋サケ魚類の減少の原因として、数十年に亘る工業、水力、造林、農業における開発が、太平洋西岸の河川の性格を激変させたことを認めざるを得ないとした。また日本の代表は、公海でのサケ漁業の縮小を補う過程で、日本が、過去40年間北太平洋における2番目のサケ回帰率を誇るサケ生産国として成長してきたこと、最優先課題は、

第 2 巻第 3 号 (2004) 81

INPFCの下で多年に亘り築き上げられてきた科学的知識及び協働調整の精神がそのまま新組織に受け継がれ、更に強化されることであると述べた。カナダ代表は、EEZの外側の海洋生物資源の保存は、溯河性資源に限定されるものではなく、公海での無規制な漁業が世界中で問題を生じさせており、沿岸1国のみで対応できるものではないと述べた。カナダの場合、大西洋側の底魚資源が、自国EEZと公海に跨っており、遠洋漁業国により損われているとの立場から、本条約制度の公海漁業への適用を訴えたものと言われる。最後にロシア代表は、NPAFCの目標は、単に特定の魚類の保存だけではなく、海洋法の新しい方向のための前提条件を創出することであるとし、国連海洋法条約に規定された権利の制限的解釈が将来の傾向となり、NPAFCがその傾向を先導する可能性を示唆したとされる。Dereynier, *Ibid*., pp.161-162.

- 25) 言うまでもなく、NPAFC 自体は、条約違反行為に対する執行権を有せず、当該執行権は、本条約の締約国に委ねられており、NPAFC の下部機関である「条約実施委員会 (Committee on Enforcement)」[以下、ENFOと略称]に対する委託事項という形でも締約国の種々の条約実施義務が謳われている。それによれば、ENFOは、以下の事項に関する情報を交換するものとされる。
 - 「(1) 取締りに関する努力, 戦略及び計画;
 - (2) 条約規定に違反して採捕された溯河性魚類の取引 及びその疑いのある取引;
 - (3)漁船による本条約の遵守回避の試み及び当該漁船 の旗国によりそのような試みを防止するために取ら れた措置;
 - (4)条約区域内において締約国及び非締約国の漁船に より行われた許可されていない漁業活動;
 - (5) 条約規定違反の船舶に対して取られた旗国による 取締措置;
 - (6) 条約区域内での漁業に関する国内的措置 刑罰を 含む;
 - (7) 適当な場合には、その他の事項。|

実際,本条約が発効した1993年から1996年の間に,NPAFCの調整になる取締活動として,締約国(4カ国)は,海と空から条約区域の監視協力を行い,毎年1~3隻の漁船がサケを対象とした不法な流し網漁業の疑いでNPAFCの締約国当局による臨検を受けたと言われる。これら臨検を受けた船舶は,中国籍,台湾籍或いは意図的に船籍の登録を行っていないものであったと言われる。なおこういった条約違反は比較的稀であり,その理由として,この新NPAFCと連携した精力的な取締活動,更に可能性の高い理由として,当時のサケの市場価格の低さが挙げられている。Dereynier, Ibid., p.162。

26) 北緯30度以北の北太平洋におけるあらゆる海洋科学調査の促進と調整を目的とした「北太平洋海洋科学機関に関する条約」(the Convention for a North Pacific Marine Science Organization) - 1990年12月12日署名,1992年3月24日効力発生。参加国は、カナダ、米国、日本、中国、ロシア、韓国の6カ国(2001年1月現在) - の下に設けられた「北太平洋海洋科学機関」(PICES)と NPAFCは、1998年に両者間の協力関係に関する覚書を締結することに

- より、会合へのオブザーバー招請を相互に行う等の連携・協力を行っているとのことである。農林水産省より聴取。2004年9月。Dereynier、Ibid., p.166, p.172。なお日本は、ロシアとの間で「日ソ漁業協力協定」(1985年)ー実質は溯河性魚種の漁獲に関する協定ーを締結し、北西太平洋の生物資源の保存・再生産・最適利用・管理のために必要な科学的調査の実施について協力することを謳っているが、当該調査の実施・協力に関してはNPAFCとは別個に行っているとのことである。農林水産省より聴取。2004年9月。
- 27) 附属書(the Annex)は、I 魚種(Species)及びII混獲(Incidental Taking)より成り、前者には、当該条約(第3条1項(a))により漁獲が禁止されている溯河性魚類(7種)が挙げられており、後者には、条約区域内での溯河性魚類の混獲を最小化する(第3条1項(b))ための漁業条件及び当該漁業条件に締約国が違反した疑いがある場合のNPAFCによる措置について定められている。
- 28) 中国と韓国は、母川国として本条約に加入するよう招請されているとのことである。中国が、当初から本条約への加入を保留してきたのは、恐らく中口を貫流する河川を起源とする溯河性魚類をめぐるロシアとの紛争が原因であろうと言われる。一方韓国は、母川国として本条約への加入の意図を表明しているが、まだ正式な手続をとっていない。Dereynier, *Ibid.*, pp.175-176.
- 29)この実績国を、国連海洋法条約第66条が国際法として承認されるまでの国とする見解もある。Dereynier, *Ibid*., pp.152-153。なお、この経済的混乱を理由とした例外規定を設けたのは、その公海漁業が重要な経済的・社会的目的に資してきた日本の漁船による長期に亘る投資及び関りに配慮したものであるとの指摘がある。Dereynier, *Ibid*., p. 152。
- 30) この「当該漁獲の条件に関する合意に達するため協議を行う」の規定に関し、母川国とそれ以外の漁獲国とが合意に達しない場合、同条1項の規定-母川国が、その全回遊範囲に亘って当該資源に対し第一義的利益及び責任を有するーから、第66条全体は、非母川国の権利よりも母川国の権利の方が優越するが故に母川国の立場が優先するとの解釈もある。Dereynier, *Ibid.*, p.153。
- 31) Kelly, *Ibid*., pp.255-256.
- 32) Kelly, Ibid., pp.256-259. 1992年の段階で米国が北太平洋において展開できた沿岸警備隊艦船は、ほんの $2\sim3$ 隻であったと言われる。Kelly, Ibid., pp.256-257.
- 33) Kelly, Ibid., pp.259-260.
- 34) Kelly, *Ibid.*, p.262.
- 35) Kelly, Ibid., p.260.
- 36) Kelly, *Ibid.*, pp.261–262.
- 37) 現在(2004年9月)のところ、締約国において、溯河性 魚類の製品の原産地証明の基準は策定されていないとのこ とである。農林水産省より聴取、2004年9月。
- 38) 当該保存及び最適利用に関しては、それぞれ国連海洋法 条約第61条、第62条に定められている。CCASNPOの締 約国は、米国を除き国連海洋法条約の当事国である。米国 も、国連海洋法条約の発効までに深海底以外の条約規定を

「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」の検討

慣習国際法として承認していたと言われる。Kelly, *Ibid.*, pp.248-249.

41) 帰山雅秀 『最新のサケ学』成山堂書店 (平成14年), 100頁。

- 39) 牛尾裕美 前掲論文, 119頁.
- 40) 牛尾裕美 前掲論文, 121頁。

42) Dereynier, *Ibid.*, pp.164-165.; pp.170-171.

要 旨

本稿において検討した「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」[以下,本条約と略称]は,北緯33度以北の北太平洋及びその接続海域にある公海において,条約規定の7種類の溯河性魚種を対象とした漁獲の禁止と当該魚種の混獲を最小化することにより,溯河性魚類の保存を促進し,本条約の締約国である母川国の当該魚類に対する「第一義的利益」を徹底・強化しようとするものである。そこにおいてはまず,本条約の締約国ではない国・団体が,条約区域内において条約違反の漁獲・混獲を行った場合,国連海洋法条約及び慣習国際法との関係において,当該漁獲・混獲の合法性の問題が生じる。次に本条約は,締約国に,自国籍船が本条約規定を免れるために船籍を変更することを防止するための措置を義務づけているが,実効性の面で疑義が呈される。更に本条約は,条約違反の漁獲を防止するために、合法的に採捕された当該魚類の製品であることを証明する原産地証明書に関する計画の策定を予定しているが,その策定に関しては,締約国間における統一的・厳格な規定の制定が必要であろう。また本条約は,条約違反の漁獲を海上において直接取り締まる権限を各締約国に与えているが,広大な条約区域をカバーする取締手段の不足が指摘されている。最後に、本条約の締約国は,当該魚類に対し「第一義的責任」も有しており,自国 EEZ 内において,総漁獲可能量とともに自国の漁獲能力を決定し,その余剰分については他国による漁獲を認めることが,広大な公海海域での当該魚類の漁獲を禁止し,自国 EEZ 内のみでの漁獲に限定した締約国の国際的責務と言えよう。

第 2 巻第 3 号 (2004) 83